

**令和2年度**

**財政援助団体等監査報告書**

**下諏訪町監査委員**

2 監委第 3 1 号

令和 3 年 3 月 2 5 日

下 諏 訪 町 長 宮 坂 徹 様

下諏訪町議会議長 金 井 敬 子 様

下諏訪町監査委員

宮 澤 孝 良

青 木 利 子

令和 2 年度財政援助団体等監査の結果報告について

下諏訪町監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、令和 2 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

## 目 次

|                 | ページ |
|-----------------|-----|
| 1 監査の種類 .....   | 1   |
| 2 監査の対象 .....   | 1   |
| 3 監査の着眼点 .....  | 1   |
| 4 監査の実施内容 ..... | 1   |
| 5 監査の結果 .....   | 2   |
| 6 監査の所見 .....   | 4   |

## 1 監査の種類

財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

下諏訪観光協会（所管課：産業振興課）

## 3 監査の着眼点

補助金等の財政援助を与えている団体に対し、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に行われているか、また、町所管課においては、補助金等の支出に係る事務が適切に行われているかを主眼に行った。

## 4 監査の実施内容

団体及び所管課より、令和元年度事業報告書・決算書、令和2年度事業計画書・予算書、団体の概要、団体規約、組織図、補助金交付要綱、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、その他参考資料の提出を事前に求め、補助金等の関係諸帳簿等を照合し、関係職員との質疑応答を交えながら行った。

- |          |              |                  |
|----------|--------------|------------------|
| (1) 実施日  | 令和3年2月10日(水) | 午後1時30分から        |
| (2) 実施場所 | しもすわ今昔館おいでや  | 会議室              |
| (3) 出席者  | 下諏訪観光協会      | 高橋良司 事務局長        |
|          |              | 伊藤俊幸 事務局次長       |
|          |              | 唐澤洋子 事務主任        |
|          | 産業振興課        | 清水活則 観光係長（事務局次長） |
|          | （下諏訪観光協会）    | 黒田美穂 主事（事務局員）    |
|          | 監査委員         | 宮澤孝良 代表監査委員      |
|          |              | 青木利子 監査委員        |
|          | 同事務局         | 山田英憲 次長          |

## 5 監査の結果

補助金等の財政援助に係る出納その他の事務執行は、適切かつ効率的に行われていることを確認した。

監査結果の概要については次のとおりである。

### (1) 監査対象団体の概要

#### ① 名称及び事務所の所在地

下諏訪観光協会(下諏訪町3289番地 しもすわ今昔館おいでや内)

#### ② 設立の目的

下諏訪観光協会規約(昭和40年4月3日制定)では、目的として、観光事業の正常な発展を期するため、次の事業を行うと規定されている。

1. 文化、観光、産業の宣伝
2. 観光資源の開発及び保護
3. 観光事業の調査研究
4. 観光に関する出版物の刊行及び観光展、その他催事の開催
5. 会員相互の連絡
6. その他、協会の目的を達成するための事業

#### ③ 組織

協会の趣旨に賛同する個人、法人、各種団体及び学識経験者を会員とし、会長、副会長、常任理事、理事、特別顧問、顧問の役員が置かれている。

#### ④ 事務局

以前は、町の観光担当課内に事務局が置かれていたが、平成21年12月に下諏訪町観光振興計画の策定、平成23年4月に下諏訪町地域開発公社の一般社団法人への移行を機に、「商業、工業及び観光開発」を事業として地域開発公社の定款に定め、観光振興計画の推進組織として「観光振興局」が設置され、観光協会の事務局も担っている。

## (2) 事業内容

- 観光事業者や各種団体間の連携及び調整
- イベントなどの事業のサポート
- 観光情報の発信
- 観光客の受入体制の整備
- 観光振興の活性化の推進
- サービス向上やおもてなしに向けた総合的な事業の実施及び人材育成

### ① 観光協会部会事業

協会には以下の4部会が置かれ、それぞれ事業計画に基づいた事業を実施している。

1. 宿泊部会           ・・・旅館組合との連携継続事業 など
2. まち歩き部会   ・・・下諏訪ガイド事業、三角八丁の開催 など
3. イベント部会   ・・・下諏訪ひな街道まつり事業 など
4. 宣伝部会        ・・・インターネットを活用したPR など

### ② 諸事業

1. 下諏訪観光案内所の運営
2. 八島ビジターセンターあざみ館維持管理事業
3. 万治の石仏維持管理事業
4. 各種行事の開催と参画

## (3) 令和元年度の補助金交付実績

令和元年度に下諏訪町から交付された補助金は、次のとおりである。

|         |             |
|---------|-------------|
| 観光協会補助金 | 13,000,000円 |
|---------|-------------|

また、観光協会から団体等に次の負担金補助金が支出されている。

|              |            |
|--------------|------------|
| お舟祭り実行委員会補助金 | 2,600,000円 |
| 観光振興局事務費負担金  | 800,000円   |
| 秋宮前観光案内所補助金  | 600,000円   |
| その他          | 797,500円   |
| 計            | 4,797,500円 |

#### (4) 観光協会補助金交付実績（過去5年間）

|        |             |
|--------|-------------|
| 平成28年度 | 12,500,000円 |
| 平成29年度 | 12,500,000円 |
| 平成30年度 | 15,000,000円 |
| 令和元年度  | 13,000,000円 |
| 令和2年度  | 13,000,000円 |

## 6 監査の所見

- (1) 観光協会は、5 監査の結果 (2)事業内容に記載した事業を行っている。町から交付される補助金は、当該観光協会の事業資金に充当されるほか、5 監査の結果 (3)補助金のまた書以下に記載のとおり、観光協会から関連する団体への負担金補助金として支出されている。また、八島ビジターセンターあざみ館特別会計への繰出金として支出されている。なお、補助金等に関する諸帳簿は、適正に処理されていることを確認した。
- (2) 補助金の交付にあたっては、補助金交付申請時に事業計画書及び予算書を、実績報告時に事業報告書及び決算書を、それぞれ産業振興課において確認し、さらに観光協会からのヒアリングを実施し決定している。  
引き続き、補助金交付要綱等に基づいた適切な処理に努めていただきたい。

- (3) 下諏訪観光協会と下諏訪町地域開発公社観光振興局は、それぞれ町の観光事業を担っているが、兼務する職員もいるため、組織として複雑で不明瞭な印象を受ける。それぞれ役割が異なることは理解するところではあるが、明確な体制の構築が必要であると考えます。

コロナ禍において、観光事業への影響は甚大なものである。先行き不透明な状況ではあるが、感染症対策への取組みや事業者への支援なども含めて、関係機関との連携により、今後も下諏訪町の観光振興に寄与されることを期待する。